

ふたりの為時 —— 得宗専制の陰翳 —

熊谷 隆之

はじめに

得宗専制という、鎌倉期政治史の重要な問題を論じるにさきだち(1)、ひとりの、著名とはいえない人物を取りあげたい。北条経時・時頼の同母弟たる、北条(阿蘇)時定。のちに「為時」と改名する(2)。

【史料1】『勘仲記』文永二年(一二七四)一〇月二九日条(3)

陰。異国賊徒責來之間、興盛之由、風聞。閑東武家辺騒動云々。或説云、北条六郎并式部大夫時輔等、打上云々。是非未_レ決。怖畏無_レ極者也。

京都の中級貴族・勘解由小路兼仲の日記である。前半部分は、文永の役の開戦を報ずる。気になるのは、後半部分である。人名比定や解釈は、古今、種々あるが(4)、結句、「北条六郎」を時定、「式部大夫」を北条時頼の庶長子・時輔とするのが正しく、「打上」は、鎮西から東上する、と解しうる(5)。

北条時輔は、すでに文永九年(一二七二)二月、異母弟・時宗の命で誅されている(6)。嘉元二年(一二〇四)五月に書写された『野津本北条系図』時輔の項は、「但戸津河城、現在云々」と記す。時輔の東上は、當時あつた生存説にもとづく風聞にすぎぬ。

だが、時定については、なお問題が残る。二度のモンゴル襲来を経た弘安四年(一二八一)八月以降、時定は、肥前国守護として鎮西にあり、やがて「為時」と名乗つていたことが確認される(7)。当時の任免状況からすれば、一度目のモンゴル襲来を経た建治元年(一二七五)末の高麗出兵計画に際し、守護として西下した蓋然性が高い(8)。しかし、【史料1】によれば、出兵計画以前から鎮西にいたことになる。

加えて注目されるのが、「北条六郎殿のやうに筑紫にや御坐なん」と記す、建治元年(一二七五)九月の日蓮書状である(9)。川添昭二は、この部分から、同年末の高麗出兵計画にさきだち、時定が、すでに鎮西に下向していた可能性を指摘する。

北条経時・時頼の同母弟たる時定は、文永の役のころ、なぜ鎮西にいると、都人に認識されていたのか。あるいは、本当に、鎮西にいたのか。

本稿は、阿蘇時定あらため「為時」と、のちほど登場する北条(苅田)時継こと、もうひとりの「為時」について検討し、そこから浮上する新事実をもとに、得宗専制に関するいくつかの論点の提示を試みるものである。

(1) 佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」(同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年。初出一九五五年)など。鎌倉幕府政治史をめぐる研究は、膨大な量におよぶ。本稿では、行論に必要なかぎりでふれることとする。研究史については、さしあたり、細川重男『鎌倉政権得宗専制論』(吉川弘文館、二〇〇〇年)、秋山哲雄『北条氏権力と都市鎌倉』(吉川弘文館、二〇〇六年)を参照。

(2) 本稿で用いる、おもな系図類の出典を下記する。①『尊卑分脈』(新訂増補 国史大系)本)。②『野津本北条系図』(田中稔「野津本『北条系図、大友系図』」「国立歴史民俗博物館研究報告』五集、一九八五年)。③『入来院本平氏系図』(山口隼正「入来院家所蔵平氏系図について」『長崎大学教育学部社会科学論叢』六〇・六一号、二〇〇一年)。④『野辺本平氏系図』(『宮崎県史 史料編 中世2』野辺文書、一五号)。⑤『前田本平氏系図』(細川重男『鎌倉政権得宗専制論』吉川弘文館、二〇〇〇年)。⑥『正宗寺藏書』(東京大学史料編纂所影写本)。⑦『系図纂要』(名著出版本)。⑧『足利系図』(『続群書類従 第五輯 上 系図部』)。⑨『武衛系図』(同前)。⑩『最上系図』(同前)。

時定の母について、『尊卑分脈』桓武平氏、為時の項と、『系図纂要』平氏・五・北条、為時・時定の項は、安達景盛の娘とする。『野津本北条系図』時定の項は「母京人」、『野辺本北条氏系図』時定の項は「母^{京人}」と記すが、経時・時頼・時定は、同母兄弟と判断する。

以下、探題・引付衆以上の幕閣の経歷については、細川重男『鎌倉政権上級職員表(基礎表)』(同『鎌倉政権得宗専制論』[前掲])を参照。

(3)『勘仲記』文永二年一〇月二九日条(『史料纂集』本)。

(4)八代国治『国史叢説』(吉川弘文館、一九二五年)。服部英雄「文永十一年・冬の嵐」(同『歴史を読み解く――さまざまな史料と視角――』青史出版、二〇〇三年)。八代は「式部大夫」を北条(大仏)時広、関東から鎮西への西下とし、服部は「北条六郎」を北条(名越)教時とする。

(5)川添昭二「肥前守護北条時定」(同『日蓮とその時代』山喜房佛書林、一九九九年。初出一九九〇年。以下、川添の見解は、これによる)。高橋秀樹「広橋家旧蔵『兼仲卿曆記 文永十一年』について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』七〇集、一九九七年)。細川重男「相模式部大夫殿――文永九年二月騒動と北条時宗政権――」(同『鎌倉北条氏の神話と歴史――権威と権力――』日本史史料研究会、二〇〇七年。初出二〇〇二年)。

(6)『鎌倉年代記』および『武家年代記』文永九年条裏書(以下、『増補 続史料大成』本)。『保暦間記』(『群書類従 第二十六輯 雜部』)。『見聞私記』(『続群書類従 第三十輯上

雑部』など。

(7) 佐藤進一『増訂 鎌倉幕府守護制度の研究——諸国守護沿革考証編——』(東京大学出版会、一九七一年、初出一九四八年)。

(8) 村井章介「蒙古襲来と鎮西探題の成立」(同『アジアのなかの中世日本』校倉書房、一九八八年。初出一九七八年)。村井は、時定の鎮西下向と、弘安の役後に計画された「異国征伐」との関連を推測する。

(9) 『蒙古使御書』(『昭和定本 日蓮聖人遺文 第二卷』一九六号)。

一 消えた同母弟

川添昭一は、『吾妻鏡』における阿蘇時定について、寛元二年(一二一四四)正月、元旦の儀を初見、建長八年(一二五六)七月、將軍の最明寺礼仏始への隨兵を終見としたうえで(1)、鎮西下向を建長七年と記す『満願寺年代記』を誤りとする(2)。異存はない。

『吾妻鏡』における時定の登場は、約一二年半で四〇ヶ所。活動のほとんどは、將軍出御への供奉、烷飯への出仕、武芸の披露などに限られ、將軍の近習としてのものである。その呼称は、貫して「北条六郎」。北条經時・時頼の同母弟が、無官というのは、異様である。そして、もつとも不審なのは、『吾妻鏡』における時定の終見で、前述のとおり、建長八年七月である。

これは、一種の「失踪」といわざるをえない。なぜなら、『吾妻鏡』は、こののち約七年半分もの記事を残している。時定は、その間、いつさい登場しない。さきの約一二年半とくらべ、極端にすぎない。そして、時定が、つぎに史料上に現れるのは、文永二年(一二七四)一〇月(史料1)。時定は、一八年あまり、史料上から、消える。

『吾妻鏡』をはじめ、諸史料は、時定の「失踪」の理由を黙して語らぬ。ところが、それを示唆する史料が、ひとつある。『野津本北条系図』時定の項は、こう記す。——「号^{時定}北条六郎」。配・流肥後国安曾郡配所、「送^{阿蘇}年序」。

もとより、『野津本北条系図』は、嘉元二年(一二〇四)五月書写の古系図ながら、前述した北条時輔の生存説など、まゆづばの情報もふくむ。ために、当該部分は、これまで信頼されてこなかつた(3)。とはいっても、以下に述べる諸々の状況は、この記事が史実であることを、逆に裏づけると思う。

諸史料は、時定が配流にいたつた理由を、直接、語らない。だが、時定が『吾妻鏡』から「失踪」する時期は、配流の理由・経緯までをも暗示する。上述の「とく」『吾妻鏡』における時定の終見は、建長八年(一二五六)七月。折しも、時定の同母兄・時頼が執権を辞し、出家するのは四ヶ月

後の、康元元年（一二五六）一一月である（4）。

かくて、ひとつの仮説が浮上する。——時定が配流されたきっかけは、時頼の出家にあつた、と。

そして、かように考えると、配流後の史料の状況も、実に整合的に理解しうる。

①康元元年（一二五六）一一月、時頼、執権を辞して出家。このころ、時定、肥後国へ配流。

※文永二年（一二七四）一〇月、文永の役。

②同月、時定、鎮西から東上するとの風聞（史料1）。

③建治元年（一二七五）九月、「北条六郎殿のやうに筑紫にや御坐なん」（日蓮書状）。

※同年末、高麗出兵計画。

④建治三年一二一月、「後、為時。北条貞時相州元服後、被レ改レ之」（後述）（5）。

※弘安四年（一二八一）五月、弘安の役。

⑤同年八月以降、為時（もと時定）、肥前国守護に在任。

それでは、なぜ、時頼の出家にともない、時定は配流されたのか。ふりかえれば、寛元四年（一二四六）三月、北条経時は、危篤に際して同母弟・時頼に執権を譲り、家嫡も時頼に移った（6）。経時の没時、遺児たる隆時（のちの隆政）は六歳（7）、のちの頼助は二歳であつた（8）。そして、康元元年（一二五六）一一月、今度は時頼が執権を辞し、出家。結果として、執権は北条（赤橋）長時に譲られ、長時は、時頼の嫡子・時宗が成長するまでの「眼代」とされた（9）。ときに時宗は、六歳である。

ところが、右の著名な史話の陰で、忘れられた後継候補がいた。時頼の同母弟・時定である。経時の跡を同母弟・時頼が襲つた先例は、同じく同母弟たる時定が、時頼の後継になりうる可能性を照らす。時頼自身の先例が、時頼自身を危ぶめる。——不穏の芽は、摘まねばならぬ。たとえ、同母弟であつても。

結果、時頼の出家とともに、時定は『吾妻鏡』から消える。時定の肥後国への配流は、史実と断じうる。実のところ、『吾妻鏡』は、配流の事実を伏せるのはおろか、時定の存在じたいを、溶暗のごとく消した、というのが真相なのである。

最後に、もうひとつ、阿蘇時定の改名の時期と経緯を明らかにすることと、以上の仮説を補強する。『野津本北条系図』とならび、成立が鎌倉期にさかのぼる『入来院本平氏系図』裏書、その時定の項に「後、為時。北条貞時相州元服後、被レ改レ之」とある（前掲④）。該当する「相州」は、時宗の嫡子・貞時に限られ、その元服は、建治三年（一二七七）一二月。このうち、時定は「為時」と改名した（10）。配流中でのき「と」である。

改名の経緯は、つぎのように推定しうる。時定の同母兄・時頼は、すでにこの世にない。執権は、

時頬の嫡子・時宗。このたび、時宗の嫡子・貞時が元服するに際し、「貞時」と名乗ることになった。ところが、問題がもちあがる。肥後国には「時定」がいる。同母兄・時頬により配流された、いわくつきの人物である。

「貞時」と「時定」。「時定」は「貞時」を転覆しかねぬ。時宗は、命ずる。「為時」と改名せよ、と。「為」は扶助、すなわち、甥・時宗らへの服従を意味する。

そういえば、時宗の庶兄・時輔も、時利から改名させられた過去をもつ(11)。「輔」もまた扶助を意味し、一門の宗たる弟・時宗への従属を含意する。改名は、かつて時宗に誅された時輔と同様、時定が依然、穩便ならざる立場にあつた左証となる。

かくて北条時頬の出家にともない、「消えた同母弟」阿蘇時定は、肥後国に配流。文永の役を経て、心ならずも「為時」と改名させられた。ようやく復権を遂げたのは、列島国家が存亡の危機に瀕した、弘安の役の前後。甥・時宗が、未知なる異国との戦を経験し、なりふりかまわぬ対応をせまられて決断した、肥前国守護への抜擢であった。

(1)以下、『吾妻鏡』は『新訂増補 国史大系』本。なお、御家人制研究会編『吾妻鏡人名索引』(吉川弘文館、一九七一年)も参照。

(2)『満願寺年代記』(東京大学史料編纂所写真本)。

(3)細川重男「相模式部大夫殿」(前掲)。

(4)『吾妻鏡』康元元年一一月二三一～二三三日条。

(5)『入来院本平氏系図』裏書、時定の項。

(6)『吾妻鏡』寛元四年三月二三日条。

(7)『吾妻鏡』弘長三年正月九日条。

(8)『鶴岡社務記録』永仁四年条(『鶴岡叢書 第二輯 鶴岡社務記録』)。『鶴岡八幡宮寺諸職次第』(『鶴岡叢書 第四輯 鶴岡八幡宮寺諸職次第』)によれば、七歳となるが、どうらい。

(9)『吾妻鏡』康元元年一一月二二日条。

(10)阿蘇時定の改名時期は、これまで弘安六～七年説(佐藤進一『増訂 鎌倉幕府守護制度の研究』[前掲])、弘安八～九年説(東京大学史料編纂所編『花押かがみ 三 鎌倉時代二』[吉川弘文館、一九八四年])などがあつたが、誤りである。

(11)『吾妻鏡』建長八年八月一日条。

二 消された廃嫡子

つぎに、もうひとりの、これまた著名でない「為時」を取りあげたい。北条重時の長男、北条(苅田)時繼」と「為時」である。

苅田為時については、森幸夫の論及がある(1)。安貞二年(一二三一八)生まれ。母は、苅田義季の娘・桂柄尼⁽²⁾こと西妙。母方の所領を継承し、苅田と称す。嘉禎元年(一二三五)一〇月、八歳で疱瘡にかかり(2)、やがて廃嫡され、異母弟・赤橋長時が嫡子となる。森は、後遺症により健康体でなくなつたことが廃嫡の理由で、それは精神疾患の可能性があること、若死にしたらしいこと、のちに時繼と改名したことなどを指摘する。

【史料2】『野津本北条系図』為時の項

式部大夫。物狂。苅田時繼改。

—為時—

母 苅田 平衛門入道女。
右逸勝法印

義法々祐孫。

森幸夫は、「物狂」を精神疾患と解する。この問題については、後述する。

まず、検討するのは、改名の経緯である。森幸夫は、為時から時繼に改名したと理解する。だが、下述する⁽²⁾とく、為時にせよ、時繼にしろ、現存史料は乏しく、にわかに確定しがたい。「苅田時繼改」は、漢文法どおりならば、「苅田時繼あらため(為時)」と読める。しかし、「(為時)、苅田時繼にあらたむ」の可能性も否めない。

【史料3】『入来院本平氏系図』裏書、為時の項

改⁽²⁾時繼

—為時—

太郎。

通常、「改⁽²⁾時繼」は、「時繼をあらため(為時)」と読める。だが、これとて「(為時)、時繼にあらたむ」の可能性も残る。

とはいゝ、前章の、阿蘇時定あらため「為時」の事例を想起すると、文法論義ぬきでも、疑問は氷解する。苅田時繼ないし為時の改名は、廃嫡にともなう可能性が高い。なぜなら、「時繼」は、繼嗣を意味する。「時繼」が廃嫡され、新たに嫡子になる異母弟・長時を扶助する意味が、「為時」に込められているとすれば、どうか。

さすれば、【史料2】は「苅田時繼あらため(為時)」、【史料3】は「時繼をあらため(為時)」と、鎌倉期の古系図を文法的に齟齬なく読むことができ、諸事、解決する。北条重時の長子は、時

繼から為時に改名したのである。

かくて配流・廃嫡と理由は異なれ、不遇をその名に刻むがごとく改名された「ふたりの為時」が、ここに、そろつた。

つぎに、薺田時継の事蹟を探る。ところが、作業は、早くも渋滞する。何と、時継は、『吾妻鏡』に、いつさい登場しない。

薺田時継は、諸系図が記すように、從五位下の位階をもつ(3)。北条氏一門の子弟ならば、早くて一〇代なかば、遅くとも三〇代までに叙爵する。森幸夫のいうように、夭死だとしても、相応の年齢に達していたはずである。しかも、後述するごとく、時継には、少なくとも一三人もの子女がいた。そして、何より時継は、廃嫡子とはいえ、中期幕府の重鎮・北条重時の長子。『吾妻鏡』に登場しないのは、しごく不自然といわざるをえない。

否、発想を変えよう。逆に、この不自然さこそが、薺田時継が異色の人物であることを、暗に語つているとすれば、どうか。『吾妻鏡』が、阿蘇時定の配流の事実とともに、その存在を「抹消」したことは、記憶に新しい。しかも、薺田時継の身辺には、「廃嫡」「物狂」と、すでに穩便ならざる文言がならぶ。『吾妻鏡』は、阿蘇時定を「抹消」したごとく、薺田時継の、今度は実在じたいを、意図的に「抹殺」したのである。

それでは、「消された廃嫡子」薺田時継には、いかなるいわくがあつたのか。『吾妻鏡』が闇に葬つた、事実の復元。難題をまえに、途方に暮れるほかないが、それでも、史料は、事実を語る。事実を手繰ろう。

- (1) 森幸夫『北条重時』(吉川弘文館、二〇〇九年。以下、森の指摘は、これによる)。
- (2)『明月記』嘉禎元年一〇月一六日条(国書刊行会本)。

- (3)『尊卑分脈』桓武平氏、為時・時定の項。『前田本平氏系図』^{〔時定〕}定時の項。『系図纂要』平氏・五・北条、為時・時定の項。

三 隠謀と類縁

薺田時継は、『吾妻鏡』はもとより、古文書の類にも登場しない。ゆえに、断片的な情報を載せる系図類に頼るほかない。

【史料4】『尊卑分脈』清和源氏・渋川

薺田・小柴相・伝之^{〔薺田〕}。

渋川二郎三郎。

—義春—

母平為時女。

文永九・三、配「佐渡国」。

同十年、被「召返」。

足利（渋川）兼氏の息・義春の項である。兼氏は、足利氏の嫡流・泰氏の一男。『系図纂要』義春の項には「住「奥州刈田郡」、并領「柴田郡」云々」とある（1）。刈田時継の娘は、渋川兼氏に嫁して嫡子・義春を授かり、時継の旧領たる陸奥国刈田・柴田郡も、義春に伝領されたことになる。気になるのは、文永九年（一二七二）三月、渋川義春の佐渡国配流を記す一行である。北条（名越）時章・教時と、北条時輔が誅された、二月騒動の翌月にあたる。渋川義春の父・兼氏の外祖父は、北条（名越）朝時（2）。時章・教時の父である。北条氏名越流の外戚には、二月騒動でやはり佐渡国に配流された新田（世良田）頼氏もいる（3）。渋川義春が、二月騒動で配流されたことは、疑いない。

渋川義春の史料は、皆無に近いが、父・兼氏は、『吾妻鏡』に散見する。寛元三年（一二四五）八月、將軍出御への供奉を初見、建長八年（一二五六）八月、やはり將軍出御への供奉を終見とする。約一年で一七ヶ所。活動のほとんどは、將軍の近習としてのものである。兼氏は、同母兄・足利（斯波）家氏と同じく、名越朝時の娘を母とし（4）、北条時氏の娘を母にもつ弟・足利頼氏に、嫡子の座を譲る。

渋川兼氏をとりまく、かような状況には、どうも、既視感を禁じえない。

第一に「庶兄」。同じく「庶兄」の兄・斯波家氏は、兼氏と同じく刈田時継の娘を妻にもつ（5）。刈田時継自身、「庶兄」である。二月騒動で没する北条時輔も、時宗の「庶兄」であった。

第二に「近習」。兄・斯波家氏、二月騒動の関係者たる名越教時と世良田頼氏、そして、配流以前の阿蘇時定も、將軍の「近習」であった。

第三に「改名」。諸系図は、渋川兼氏を「義顕」と載せ、兼氏を本名とする（6）。阿蘇時定は配流後、刈田時継は廢嫡を機に「改名」した。

第四に「失踪」。『吾妻鏡』における渋川兼氏の終見は、建長八年（一二五六）八月。何と、阿蘇時定が「失踪」した翌月である。『吾妻鏡』は、すべて「兼氏」と表記し、「義顕」への改名は、「失踪」後であったことを示唆する。源頼朝の弟・義経の「失踪」後、捜索に苦慮して、名を「義顕」と変えた故事さえ、想起される。

渋川兼氏をめぐる憶測は、膨らむばかりである。とくに、「失踪」の時期は、肥後国に流された阿蘇時定のそれと、みごとに近接する。渋川兼氏が、北条時頼の執権辞任と出家をめぐる騒動

に関与していたことは、認めてよからう。——というよりも、事態は、もっと深刻だといわねばならぬ。阿蘇時定の配流は、ひとり時定の、得宗の地位をめぐる後継争いというにとどまらない。その近辺、おそらくは、得宗と將軍・側近らが広く関与した、幕府における一個の政変だったのである。

かくて考察は、阿蘇時定から茹田時継にいたり、茹田時継から阿蘇時定に帰した。「ふたりの為時」を両極とする、数々の陰謀・政変にかかわる人脈の網の目が、どうやら、張りめぐらされているらしい。模式化すれば、次掲のごとし。

阿蘇時定^(為時)——(時頼出家)——渋川兼氏——(父子)——渋川義春——(二月騒動)——茹田時継^(為時)

阿蘇時定は、同母兄・時頼の出家にともない、肥後国へ配流。同じく將軍の近習だった渋川兼氏も「失踪」した。その渋川兼氏の息・義春は、二月騒動で佐渡国へ配流。その義春の外祖父こそ、茹田時継であった。「ふたりの為時」も、両極どうし、ともすると、裏でつうじていたかもしれない。それにしても、気になるのは、茹田時継の、史料の僅少さゆえの面妖さと、僅少ながらも史料の語る周到さである。時継の男子は六人⁽⁷⁾、女子は七人、確認できる⁽⁸⁾。そして、娘三人は、斯波・渋川氏という足利氏庶流の名門に嫁し、それぞれ、繼嗣を産む⁽⁹⁾。別の娘は、源氏の雄・新田氏にも嫁いでいる。

森幸夫は、茹田時継が夭死した可能性を指摘する。だが、儲けた子女の数から察すれば、時継は、病弱・早世どころか、かえつて盛壯な人物だったといわねばなるまい。そして、時継は、一三歳下の異母弟・北条(常葉)時茂の、その娘を妻にもつ。むしろ壯年か、それ以後まで生きた可能性が高い⁽¹⁰⁾。さらに「物狂」、すなわち狂氣・乱心の疑惑も、おそらく再考を要する。「物狂」とよばれる人物が、如才なくも、源氏の名門へ娘四人を嫁す。それが、本当に可能だったのか、いさかの心もとなきを、禁じえないのである。

(1)『系図纂要』清和源氏・一三・渋川、義春の項。斯波・渋川氏については、小谷俊彦「鎌倉期足利氏の族的関係について」(『史学』五〇号、一九八〇年)も参照。

(2)『足利系図』義顯(兼氏)の項。

(3)『長樂寺源氏系図』(世良田)頼氏の項(『群馬県史 資料編5 中世1 古文書・記録』)。

『入来院本平氏系図』裏書き、朝時女の項。『野辺本平氏系図』朝時女子の項。

(4)『尊卑分脈』清和源氏・斯波、家氏の項。『足利系図』家氏の項。

(5)『尊卑分脈』清和源氏・斯波、宗家の項。『武衛系図』宗家の項。『最上系図』宗家の項。

(6)『尊卑分脈』清和源氏・渋川、義顯(兼氏)の項。『渋川系図』義顯(兼氏)の項(『続群書類

(7)①長重。八郎。祖父・重時の養子『野津本北条系図』長重の項。『尊卑分脈』桓武平氏、長重の項。『前田本平氏系図』長重の項など)。なお、熊谷隆之「鎌倉期若狭国守護の再検討」(『日本史研究』五八六号、二〇一一年)も参照。②為宗。九郎(『野津本北条系図』為宗の項。『前田本平氏系図』為宗の項。『正宗寺蔵書』為宗の項)。祖父・重時の養子か。③時俊。十郎(『正宗寺蔵書』時俊の項)。④時久。二郎もしくは五郎(『前田本平氏系図』時久の項。『正宗寺蔵書』時久の項)。⑤時親。四郎(『正宗寺蔵書』時親の項)。⑥宣覚。真言僧。北条(大仏)宣時の養子(平雅行「鎌倉幕府の將軍祈禱に関する一史料」[『大阪大学大学院文学研究科紀要』四七巻、二〇〇七年])。

(8)①唐橋通清室(『野津本北条系図』為時(時継)女子の項。『入来院本平氏系図』裏書、為時女の項)。②北条(阿蘇)宗時室(『入来院本平氏系図』裏書、為時(時継)女の項)。③北条(大仏)時遠室(『入来院本平氏系図』裏書、為時(時継)女の項)。④斯波家氏室(『入来院本平氏系図』裏書、為時(時継)女の項。『尊卑分脈』清和源氏・斯波、宗家の項。『武衛系図』宗家の項。『最上系図』宗家の項)。⑤斯波宗家室(『尊卑分脈』清和源氏・斯波、家貞の項。『武衛系図』宗氏・家貞の項。『最上系図』宗氏の項)。⑥渋川兼氏室(『尊卑分脈』清和源氏・渋川、義春の項)。⑦新田政義室(『入来院本平氏系図』裏書、為時(時継)女の項)。⑧小川信は、斯波家氏の妻で宗家の母を、阿蘇時定の娘とするが(小川信「斯波氏の興起と分国の形成」[同]足利一門守護発展史の研究]吉川弘文館、一九八〇年。初出一九七一(七三年)、「入来院本平氏系図」裏書、為時(時継)女の項に「斯波家氏足利中務大輔室。／義氏。」とみえ、苅田時継の娘である。

(10)『入来院本平氏系図』裏書、時茂女の項。なお、諸系図のうち、苅田時継を「早世」と記すのは、『北条系図』一篇の為時(時継)の項(『続群書類從 第六輯上 系図部』のみである)。

四 謀叛と物狂

苅田時継をとりまく陰謀の人脈は、さらに広がる。弘安七年(一二八四)六八月、故北条(佐介)時盛の孫・猶子で六波羅南方の時国は誅殺、時盛の息・時光は佐渡国へ配流される(1)。同年九月には、故北条時輔と息・某が、所々を徘徊しているとの風聞があつた(2)。この事実は、二月騒動で誅殺された時輔らと、北条氏佐介流が、浅からぬ関係にあつたことを示している。そして、その実、この政変のさなかの弘安七年六月、若くして没した要人がいる。足利氏の嫡

子・家時。一説に、二五歳。『難太平記』が「我命をつゞめて、三代の中にて天下をとらしめ給へ」と祈りつつ切腹したと記す、尊氏の祖父である(3)。

足利家時の没は、弘安八年(一一八五)一一月(4)、正応二年(一一八九)(5)、延慶二年(一一〇九)二月(6)、文保元年(一一七)六月(7)など、諸説ある。そうしたなか、つとに佐藤進一は、弘安七年、家時は二七歳で自害したとし、根拠を明言せぬも、鎌倉期に足利氏が守護として帰依した、三河国の『滝山寺縁起』の存在にふれる(8)。

その一方で、近年、本郷和人は、足利氏と北条氏極楽寺・佐介流を、安達泰盛の与党と評価するとともに、足利家時は弘安七年六月政変で自害したと推測し、同政変を、翌年の霜月騒動の前哨戦と位置づける(9)。以下、論拠を整理・追補しつつ、同政変につき再論する。

佐介時国が関東へ召喚されたのは、弘安七年(一一八四)六月一〇日前後。『滝山寺縁起』は、足利家時の同年六月二五日の死を記録する(10)。ふたつの日付は、時国の召喚を耳にし、家時が自害した可能性を示唆する。

加えて、足利家時の父・頼氏の妻に、佐介時盛の娘がいる(11)。家時の母は、臣・上杉重房の娘である(12)。時盛の娘は、頼氏の正妻ながら、男子をえなかつたらしい。足利氏嫡流と北条氏佐介流のむすびつきは、時盛以来のものであつた。佐介時盛は、宝治合戦と、それに続くいくつかの政変に関与した三浦氏の姻戚であり(13)、自身、「黒幕」だつた疑いがある。

さらにいえば、北条時輔(初名時利)は、足利頼氏(初名利氏)の烏帽子子である(14)。前述した時輔父子の徘徊の噂は、なるほど、いわれのあることであつた。かくて、断じてよからう。足利家時は、弘安七年六月の謀叛発覚で、自決した、と。

それでは、故北条時輔父子、北条氏佐介流、そして、足利氏嫡流がかかわる弘安七年六月政変において、足利氏庶流たる斯波・渋川氏と、彼らを婿・外孫にもつ茹田時継は、どう立ち回つたのか。茹田時継の妻の姉妹、すなわち故常葉時茂の娘には、ほかならぬ佐介時国のか、あるいは(15)とか、足利家時の妻がいる(15)。接点は、増すばかりである。

茹田時継本人は、本当に、諸々の政変に関与していないのか。だが、陰謀に与する類縁も、『吾妻鏡』からの完全なる「抹殺」も、状況証拠にとどまる。遺憾ながら、茹田時継をめぐる追究の手は、ほぼ、尽きた。

ところが、ともすると、茹田時継が、数々の陰謀・政変に関与した直接の証拠になるかもしれない手がかりが、ただひとつだけ、ある。『野津本北条系図』佐介時国の方は、こう記す。——「依物狂一誅了」。

『野津本北条系図』は、弘安九年(一一八六)九月、校合作成された原本を、弘安一〇年八月、

書写し、嘉元二年（一二〇四）五月、さらに書写したものである。北条・大友氏の婚姻に際して作成され、大友氏の庶流に伝わったとされる。

鎌倉期、世にときめく北条氏の系図に「謀叛」の文字は、そぐわない。「物狂」は「謀叛」の婉曲。いわば、暗号ではないか。

そして、思えば、『野津本北条系図』茹田時継の項にも、「物狂」の文字がある（史料2）。陰謀に与する類縁。『吾妻鏡』からの完全なる「抹殺」。そして、「物狂」。狂氣・乱心ならば、「物狂」じたい、本来、秘すべき事項ではないのか。

茹田時継の「物狂」には、それをこえる相当な秘事が、込められているといわねばならぬ。――「物狂」は「謀叛」の暗号。茹田時継は、数々の陰謀・政変に暗躍した「大黒幕」ではないか。

もとより、この仮説の当否は、今後とも検証されねばなるまい。だが、仮説の是非はどうあれ、『吾妻鏡』が、かほどの人物をいつさい載せぬ事実は、その理由が何であれ、重くうけとめられて、しかるべきかと思う。

ところで、さきの「ふたりの為時」をめぐる模式は、茹田時継を、北条時輔に置きかえても、そのまま成立する。

阿蘇時定（為時）——（時頼出家）——渋川兼氏——（父子）——渋川義春——（一月騒動）——北条時輔

阿蘇時定と北条時輔。叔父と甥。そういえば、このふたりが、ともに登場する史料があつた。紙幅を割いて、再掲する価値はあるう。

【史料1】『勘仲記』文永二年（一二七四）一〇月二九日条

陰。異国賊徒責來之間、興盛之由、風聞（閑東）武家辺騒動云々。或説云、北条六郎（時定）并式部大夫時輔等、打上云々。是非未^レ決。怖畏無^レ極者也。

兄に配流され、甥に改名された時定。かたや弟に家嫡を奪われ、改名し、ついに誅戮された時輔。怨嗟をふくむ両人が、未知なる異国軍を率いて、鎮西から攻めのぼる。――それを聞いた都人の衝撃、いかばかりであったか。

(1)『將軍執權次第』弘安七年条、時國の項（群書類從 第四輯 補任部）。『鎌倉年代

記』弘安七年条裏書。『武家年代記』建治三年条、時國の項。『閑東開闢皇代并年代記』時國の項（続国史大系 第五卷 吾妻鏡 下）。『六波羅守護次第』時國の項（熊谷隆之「六波羅探題任免小考」——『六波羅守護次第』の紹介とあわせて——）『史林』八六卷六号、二〇〇三年）など。

(2)「鰐淵寺文書」弘安七年九月七日、佐々木頼泰書下（『鎌倉遺文』一〇卷一五三〇〇号）。

(3)『難太平記』(『群書類從 第二十一輯 合戦部』)。

(4)小谷俊彦「源姓足利氏の発展」(『近代 足利市史 第一巻 通史編』第二編第二章、足利市、一九七七年)。

(5)臼井信義「尊氏の父祖——頼氏・家時年代考——」(『日本歴史』一五七号、一九六九年)。

(6)『新田足利両家系図』家時の項(『新田義貞公根本史料』)。

(7)『足利系図』家時の項。

(8)佐藤進一『足利義満——中世王権への挑戦——』(平凡社ライブラリー、一九九四年、初出一九八〇年)。なお、小林吉光「足利氏の三河支配」(『新編 岡崎市史 中世 2』新編岡崎市史編さん委員会、一九八九年)も参照。

(9)本郷和人「霜月騒動再考」(『史学雑誌』一一二編一二号、一〇〇三年)。

(10)『滝山寺縁起』(『新編 岡崎市史 史料 古代中世 6』滝山寺文書、七号)。同縁起は、正安三年(一二三〇)一二月、足利家時の一七回忌法要も記す。

(11)『入来院本平氏系図』裏書、時盛女の項。『桓武平氏諸流系図』時盛女の項(『中条町史 資料編 第一巻 考古・古代・中世』2 参考資料、一)。

(12)『尊卑分脈』惟孝并説孝等孫・上杉、重房女子の項、および清和源氏・足利、家時の項。

(13)佐介時盛の妻に、三浦義村の娘がおり(『三浦系図』義村女子の項)『続群書類從 第六輯上 系図部』)、時盛の長子・朝盛(時景)の妻に、三浦泰村の娘・野本尼がいる(『佐野本系図』一三・三浦・上、泰村女子の項)『大日本史料 第五編之二十二』宝治元年六月五日条)。野本尼は、三浦泰村の弟・良賢、「駿河八郎入道」三浦某とともに、弘長元年(一二六一)六月政変の張本である(『吾妻鏡』同月二三日条)。

(14)『吾妻鏡』建長八年八月一一日条。

(15)『入来院本平氏系図』裏書、時茂女の各項。『尊卑分脈』清和源氏・足利、貞氏の項。『足利系図』貞氏の項。

おわりに

以上、『吾妻鏡』から、なれば、あるいは完全に「抹殺」された「ふたりの為時」について検討してきた。『吾妻鏡』の記事が、数々の虚構・錯誤をふくむこと、ときとして、それが意図的であること、そうした作為性に留意しつつ、同書を取り扱うべきことについては、これまで幾度となく指摘されてきたとおりである。

だが、我々は、そこからもう一步、踏みこむべき段階へ来たのかもしれない。『吾妻鏡』が、そもそも記さなかつた史実、つまりは、意図的に「隠蔽」したできごとや、「抹殺」した人々に対してもなざしをむけるべき段階へ、と。

伊賀氏の乱。宮騒動。宝治合戦。『吾妻鏡』が詳述する政変は、いずれも得宗にとつて不都合どころか、得宗の寛容さ、穩当さ、周到さを強調しつつ、得宗がまつとうに勝ち抜いたことを録する、一種の英雄伝にほかならぬ。

それに対し、本稿で明らかにした、阿蘇時定の配流にいたる政変は、どうか。『吾妻鏡』の筆法は、政変にふれず、時定のみを無言で退場させる。時頼が、嫡子・時宗の地位を安泰ならしめるために、冷酷にも、同母弟・時定を流した事実を「隠蔽」する。

鎌倉前期の幕府政治史は、『吾妻鏡』に依拠しつつ、叙述せざるをえぬ。だが、既往の政治史理解は、これまで想定されてきた以上に、「表裏」でいえば「表」の部分に偏したものである可能性が高い。そのことだけは、あらためて留意を喚起したい。『吾妻鏡』が葬つた「裏」の部分を復元するのは、容易なことではないが、本稿が、鎌倉幕府政治史の「陰翳」、その解明が進む、ひとつのかかけになれば、幸いである。

阿蘇時定は、時頼の出家にともない、肥後国へ配流される。背景には、同母兄・経時から同母弟・時頼への、執権・得宗の継承という先例があつた。先例にのつとれば、執権の座とともに、得宗の地位は、同母弟・時定の手に移りかねない。

かつて上横手雅敬と村井章介は、時頼の出家後、執権の座を離れ、得宗の地位にもとづく得宗政治が開始されたとみる旧来の形式的理解を排し、実態としての得宗政治は、出家以前から開始されていたと主張した(1)。このかぎりで、異論はない。

だが、阿蘇時定の配流が示すのは、この段階でも、執権すなわち得宗であるという認識が、依然、根強かつたこと、得宗政治という政治形態が、なお完全には確立していなかつたことを意味する。そして、時頼は、出家を機に、形式のうえでも、執権の座を離れ、得宗として実権を握るにいたる。阿蘇時定は、得宗政治の確立の犠牲者、いわば、その「陰翳」だったのである。

とはいえ、得宗の座は、一貫して安泰だったわけでもない。文永九年（一二七二）の二月騒動で、得宗・時宗は、庶兄・北条時輔と名越時章・教時を誅殺する。時章は、誤殺である。鎌倉後期の政変に、得宗の寛容さ、穩当さ、周到さはおろか、その正当性さえ読みとりがたいのは、『吾妻鏡』が残らぬことに理由がある。二月騒動の関係者を類縁にもつ苅田時継は、騒動にどう対したのか。「陰翳」は、さらに濃い。

そして、その後も、得宗の政治的立場は「浮沈」を繰り返す。弘安七年（一二八四）四月、時宗

が三四歳で没した際、嫡子・貞時は一四歳。同年七月に執権に就任するも、実権は外祖父・安達泰盛と、乳母夫・平頼綱の手に移る。弘安八年一一月、安達泰盛が霜月騒動で滅びると、平頼綱の独擅は止まらず、その終焉は、貞時が二三歳に長じた、正応六年（一二九三）四月の平禅門の乱を待たねばならぬ。

正安三年（一二〇一）八月、貞時は二一歳で出家する。嫡子・菊寿丸は、四歳。しかも病みがちで（2）、正安四年九月、五歳で没する（3）。のちの得宗、高時は、まだ、この世にない。北条氏得宗流は、この時期、「断絶」の危機に瀕していたのである。

貞時には、兄弟も繼嗣もない。貞時を脅かす兄弟のいないのが、せめてもの救いであった。とはいえ、嗣子なき権力者の胸裡は、いかばかりか。孤高の権力者の、苦境の時節である（4）。

嘉元元年（一二〇三）一二月、貞時に男子が生まれる。のちの高時である。半年ほどさきだつ乾元二年（一二〇三）七月、出家後、評定出仕をやめていた貞時が、突如、出仕を再開する（5）。妻の妊娠と、関係するかもしれない。高時は、病弱ながらも、何とか成長する。

応長元年（一二一）一〇月、貞時は四一歳で没する。嫡子・高時は九歳。得宗嫡流は、どうにか命脈をつないだものの、長崎高綱・高資父子と安達時顕の専横がはじまる。

高時の執権就任は、正和五年（一二一六）七月。これにさきだつ正和三年閏三月以前、得宗の周辺で作成されたのが、『若狭国守護職次第』と『若狭国今富名領主次第』である（6）。両史料は、得宗が代々、若狭国守護であり、今富名主であり続けたことを、事実の捏造を織りませながら、主張する。

得宗権力は、鎌倉で絶大なる影響力を有し、京都に対して至大なる発言力をもつ。だが、その中心にいる得宗は、幼主。それを陪臣が支えるという奇妙な政治状況のなかでは、一国の守護職と名主職を確保するのに、得宗とて、そこまでする必要があつた（7）。

佐藤進一は、①寄合の幕府最高議決機関化、②幕府諸機関の要職への御内人の任用、③北条氏一門による執権・連署や六波羅・鎮西探題の占取と、全国的な守護職の獲得、などの諸事実を明らかにしたうえで、①将軍独裁、②執権政治、③得宗専制の三段階をもつて、鎌倉幕府の政治史を跡づけた。史料の博搜と、周到な整理にもとづく着実な立論、その鮮やかな展開。佐藤の切り開いた手法は、鎌倉幕府政治史をとりまく混沌を整序し、理解を深めていくための、不可欠の定礎となつた。

とはいへ、得宗専制論じたいは、政治史論であれ、その立論の基礎は、幕府諸機関や探題・守護などの制度史理解にある。鎌倉前期の『吾妻鏡』依拠に似て、史料の僅少な後期幕府の政治史研究は、得宗専制論の手法に学びつつ、進められてきた。結果、制度史的分析が先行し、政治史

的分析の不足していることは、否めない。さきほど述べたような、得宗の政治的立場の「浮沈」をめぐる検討さえ、じゅうぶんに尽くされているといいがたいのは、その一例である。

鎌倉幕府の中核と地方の要職を、北条氏一門・御内人以下の幕閣が占める。重事は、得宗の主宰する寄合が決する。傾向は、徐々に強まる。末期にむけて、得宗権力は、ますます増大する。——得宗専制論にのつどるかぎり、鎌倉幕府は、滅びない。結句、これは、制度史的立論にもとづく、得宗専制論の欠陥である。

本稿は、そうした問題を克服していくための、ひとつ試みでもある。第一に、『吾妻鏡』に偏した、前期政治史理解の問い合わせ。第二に、制度史的立論にもとづく得宗専制論に、政治史的視角を加味した、後期政治史理解のみなおし。今後の進むべき方向性である。「ふたりの為時」と「浮沈する得宗」は、その道を照らすだろう。

得宗権力は、盤石ではない。しだいに強まるも、仇を生み、ときに敗れ、果てに滅びる。得宗とは、絶大なるも、もろきもかかる求心力なのである。

(1) 上横手雅敬「鎌倉幕府と公家政権」(同『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年。初出一九七五年)。村井章介「執権政治の変質」(同『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年。初出一九八四年)。

(2)『門葉記』卷七〇・冥道供七・関東冥道供現行記(『大正新脩大藏經 図像 第十一卷』)。

(3)『吉統記』正安四年一〇月五日条(『増補 史料大成』本)。

(4)この時期、北条貞時には、菊寿丸と成寿丸(高時)のほかに、金寿丸なる男子がおり、嘉元三年七月に没する(『鎌倉年代記』嘉元三年条・裏書)。金寿丸は、生年不明。ひとまず、本文のごとく解釈するが、嘉元元年一二月に生まれた成寿丸より、金寿丸が年長の場合も、得宗流の後嗣に関する不安な状況は、変わらない。

(5)『鎌倉年代記』嘉元元年条。

(6)『若狭国守護職次第』若狭国今富名領主次第(『群書類從 第四輯 補任部』)。

(7)熊谷隆之「鎌倉期若狭国守護の再検討」(前掲)。

【付記】本稿は、平成二二一〇二五年度・文部科学省および日本学術振興会・科学研究費補助金・若手研究(B)による成果の一部である。